

## 【前期第 10 問】

甲は普段からアルバイト先の店長 A からいじめを受けていた。A からのいじめに耐えかねた甲は、A の殺害を決意した。

- 5 翌日、甲はアルバイト後の午後 10 時 30 分に、A に話があると伝え、人気のない閑散とした公園に呼び出した。A が同日午後 10 時 40 分に公園に来るや否や、甲は家から持参していた刃渡り 10 センチの包丁で、A の腹部を突き刺した。甲は、そのまま現場を立ち去ろうかと思ったが、A の腹部から大量の血液が流れ出るのを見て、かねてからのトラウマであった幼少時代に見たスプラッター映画のワンシーンとその光景が重なったことから我
- 10 に返った後、恐怖心を感じ、A の救命を決意した。甲は救急車を即座に呼び、たまたま通りがかった B とともに止血を行った。その後、病院に運ばれた A は、なんとか一命をとりとめ、全治 6 か月の傷害を負うにとどまった。医師によると、刺し傷は内臓に到達し、即座に止血と救急車を呼んでいなかったら、失血により死亡していた可能性が高かったと指摘されている。
- 15 このときの甲の罪責を検討せよ。

参考判例：福岡高裁昭和 61 年 3 月 6 日判決